明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二二、二三）　一
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低工賃公示一）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　二〇

告示

○文化庁告示第二十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年三月四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年四月八日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　山名文夫　体験的デザイン史　左記三①の利用につき四八六、〇〇〇円　左記三②の利用を行う場合、五〇〇部ごとに八一、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都文京区本郷三丁目三番十一号　株式会社誠文堂新光社（代表取締役　小川雄一）

三　利用方法

①　書籍として複製し、定価三、〇〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて必要に応じて最小単位を五〇〇部として追加で複製し、公衆に譲渡する。

○文化庁告示第二十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年三月四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年四月八日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　上原寿明）

三　利用方法　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する（別表参照）。

四　補償金の総額　三九七、六九四円